

## 意見書の要旨

東京都市計画高度地区の変更に係る都市計画の案を、平成29年12月1日から平成29年12月15日まで2週間公衆の縦覧に供し、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、同2週間意見書の受付を行ったところ、1通(1名)の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
東京都市計画高度地区	<p>1 高度地区に関する意見</p> <p>(1) 都市計画法の16条に基づく意見書のほとんどが道路建設と地区計画変更に批判・反対だった。住民の意見は計画に反映されていない。住民の意見を正しく反映してほしい。</p> <p>(2) 道路建設は住民合意が得られておらず、地区計画等の変更は中止・延期すると共に、区は立ち退き対象の地権者から要望を聞く機会を設けることを提案する。</p> <p>(3) 区役所周辺地区、豪徳寺駅周辺地区、経堂駅東地区、経堂駅周辺地区などの地区計画、高度地区、地区街づくり計画案は一</p>	<p>(1)(2) 道路建設に関するご意見につきましては、補助52号線整備の事業者である東京都にお伝えしてまいります。</p> <p>補助52号線は、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおいて、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路として「特定整備路線」に位置づけられています。また、補助52号線沿道の街づくりにつきましては、世田谷区都市整備方針において、「補助52号線の整備にあわせ、沿道の不燃化や土地利用、周辺の住環境との調和など、沿道の街づくりを検討する。」としており、街づくりを優先的に進めるアクションエリアに位置づけられています。</p> <p>区では、このような位置づけを踏まえ、平成26年より、9回にわたる街づくり懇談会の開催、アンケートの実施、街づくりニュース等の配布を通じて、地区の皆様と意見交換を重ねてまいりました。区としましては、地区の皆様のご意見を踏まえた上で、「補助52号線の整備にあわせて、地区幹線道路の沿道にふさわしい、防災性が高く、緑豊かで良好な街づくりを進める。」ために、本地区計画案を取りまとめたものでございます。</p> <p>(3) 本計画案は、東京都が事業を実施している補助52号線の沿道の区域を一体的な地区として、皆様と意見交換を重</p>

括説明でなく、それぞれ地域毎での説明会を開催し意見のくみ上げを求める。

## 2 その他の意見

(1) 用途地域変更について、第一種低層住居専用地域を廃止する計画を中止し現行のまま据え置くこと、道路両サイドを一律に揃えるのではなく、豪徳寺2丁目の近隣商業地区を揃えず、豪徳寺一帯は現行まま据え置くこと、宮坂1丁目も両サイドを一律に揃えず世田谷小側一帯は第一種低層住宅地域を変更しないことを求める。

(2) 道路の立体図面・立体構造図など情報公開を求める。情報を公開して街づくりの議論を進めるべきである。

ねながら検討を行ってきたものです。このことから、説明会等につきましても、一つの地区として開催しております。

(1) 区としましては、「補助52号線の整備にあわせて、地区幹線道路の沿道にふさわしい、防災性が高く、緑豊かで周辺の住環境と調和した良好な街づくりを進める。」ためには、地区計画による独自のきめ細かなルールの導入とあわせて、用途地域の変更が必要であると考えております。

(2) 区では、平成26年より、9回にわたる街づくり懇談会において、道路の整備に関する疑問にも応えるべく、街づくりアドバイザーとして専門家にご参加いただき、皆様の声を東京都に伝えながら、検討を進めてまいりました。

今回のご意見の内容につきましても、補助52号線及び補助128号線の事業者である東京都にお伝えしてまいります。